

第3章

計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもやその保護者の幸せにつながることはもとより、社会の希望、未来の担い手である子どもを育てることのできる社会の実現に向けて、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもは家庭の宝であり、地域の宝です。子どもの幸せを一番に考え、「子どもの最善の利益」を実現するために、家庭がつながり、地域がつながり、子どもをたくさん愛情でつなぐことが大切です。

子どもは、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければなりません。

本市では、保護者のニーズを把握し、子育て支援に必要な施策を充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会全体で相互に連携し協働して子育てを支え合い、すべての子どもが健やかに育つような基盤づくりに努めます。

■基本理念

**子どもの幸せを一番に考え
子育てをみんなで応援するまち せき**

2 計画の基本目標



基本目標1 教育・保育サービスの充実

子どもの安全・安心な教育・保育環境の確保のため、施設整備や職員の資質向上など、ソフト面・ハード面両面からの整備を実施します。

また、女性の社会進出の進行を踏まえ、年齢や時季に関わらず保育園に入れるよう、保育園利用の円滑化を図ります。

基本目標2 地域における子育ての支援

地域社会全体で子育てを支援する環境を整備するため、身近な地域における子育て支援の担い手の育成を図るとともに、子育て家庭の地域住民との交流の場を充実します。

基本目標3 子どもや母親の健康の確保及び増進

母子の心身の健康の確保に向け、健康相談や健康教育、訪問指導など、総合的な母子保健施策を推進します。

また、次代の親の育成に向け、健康についての正しい知識の普及や、性教育など、思春期保健対策を推進します。

基本目標4 子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備

子どもの豊かな人間性を育んでいくよう、家庭をはじめとして、地域や学校における教育力の向上を図ります。

また、小学校就学後の子どもの放課後の居場所づくりと健全育成に向け、留守家庭児童教室や放課後子ども教室事業の効果的な実施を図ります。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

母親と父親がともに家事・育児に関わり、家族で過ごす時間を増やすことができるよう、職場環境の改善を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する男女双方の意識改革を図ります。

また、職業生活と家庭生活の両立の実現にかかる各種保育サービス・子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標6 要支援児童の対応等きめ細かな取り組みの推進

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障していくため、障がいのある子どもや虐待を受けている子ども、ひとり親家庭など、すべての子ども・子育て家庭に対する支援を推進します。

3 計画の構成と施策の体系



(1) 計画の構成

国で提示されている「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」においては、当計画の策定に関する記載事項が、「必須記載事項」と「任意記載事項」に分けて定められています。

本計画においては、「必須記載事項」について「第4章 量の見込みと確保方策」に記載します。

しかし、本市における子ども・子育て環境をより充実していくためには、第4章で掲げる事業・サービスだけでなく、地域との協働による子育て支援や、要保護児童に対する支援なども含めた総合的な子育て支援を提供していく必要があります。「任意記載事項」の2～4の内容も必要に応じて入れ込みながら、本市の子ども・子育てに関する施策について「第5章 子ども・子育て施策の展開」に記載します。

■子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項

【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容、実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等

【任意記載事項】

- 1 事業計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(2) 施策の体系

■第4章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

項目	内 容
1 子ども・子育て支援新制度のポイント	(1) 保育の必要性の認定 (2) 給付・事業の全体像
2 量の見込み・確保の内容の設定にあたって	(1) 量の見込みの算出 (2) 区域の設定
3 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保	(1) 保育事業の量の見込みと確保の内容 (2) 教育事業の量の見込みと確保の内容
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	(1) 延長保育事業の量の見込みと確保の内容 (2) 留守家庭児童教室の量の見込みと確保の内容 (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保の内容 (4) 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容 (5) 一時預かり事業の量の見込みと確保の内容 (6) 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の内容 (7) ファミリー・サポート・センターの量の見込みと確保の内容 (8) 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の内容 (9) 乳児全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容 (10) 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容 (11) 利用者支援事業の量の見込みと確保の内容

■第5章 子ども・子育て施策の展開

基本目標	施 策
1 教育・保育サービスの充実	(1) 教育・保育提供体制の整備 (2) 教育・保育サービスの質の向上 (3) 産後の休業及び育児休業後の保育園等の円滑な利用の確保
2 地域における子育ての支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援ネットワークづくり (3) 児童の健全育成
3 子どもや母親の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 思春期保健対策の充実 (3) 小児医療の充実
4 子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境等の整備 (2) 子どもの放課後の居場所づくり（放課後子ども総合プラン） (3) 家庭や地域の教育力の向上
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	(1) 男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現 (2) 仕事と子育ての両立の推進
6 要支援児童への対応等きめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等への支援の推進 (3) 障がい児施策の充実